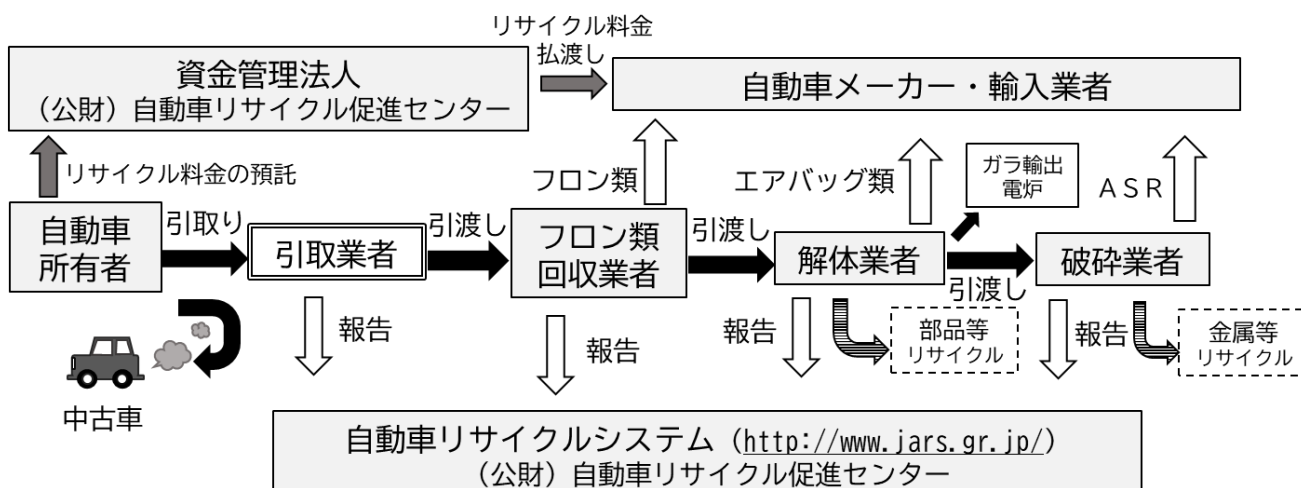


自動車リサイクル法 引取業を行うにあたって

自動車リサイクル法の流れ



使用済自動車の引取りについて

1 引取業の登録

使用済自動車の引取りを行うためには、沖縄県知事*への引取業の登録が必要です。また、登録の有効期間は5年間となりますので、継続して業を行う場合は、5年ごとに更新申請を行う必要があります。

* 那覇市内に事業所を設置する場合は、那覇市長への登録が必要

2 自動車リサイクルシステムへの登録

引取業の登録を受けた後は、必ず自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行ってください。システムへの登録を行わない場合、引取・引渡等の移動報告(電子マニフェストの使用)が行えず、実質的に業を行う事ができません。

更新申請の場合は、期限満了日までに自動車リサイクルシステム上で、更新操作を行う必要があります。手続きを行わずに満了日を過ぎると、移動報告が行えなくなります。

〈自動車リサイクルシステムお問い合わせ先〉

TEL:050-3786-7755 <http://www.jars.gr.jp/>

3 引取業者の主な役割

【引取り】

所有者の意思を確認し、中古車・使用済自動車のどちらとして引き取るかを決定します*。所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者に引取証明書を交付しなければなりません。また、その車が解体されたことを確認し、最終所有者に永久抹消登録等ができるようになったことを連絡してください。

* 使用済自動車として引き取ったものは、中古車として流通させることはできません。

自動車リサイクル法 引取業を行うにあたって

【確認】

実車で車台番号、フロン類・エアバッグ類の装備の有無の確認、自動車リサイクルシステムでリサイクル料金が預託されているか確認する必要があります。リサイクル料金が預託されていないときは、最終所有者にリサイクル料金を支払う必要があることを告知します。

【引渡し】

引き取った使用済自動車を、次工程に引き渡さなければなりません。

- ・フロン類装備あり→フロン類回収業者
- ・フロン類装備なし→解体業者

【報告】

自動車リサイクルシステムにより移動報告(引取報告、引渡報告)を行わなければなりません。

- ・引取報告(引き取った日から3日以内)
- ・引渡報告(引き渡した日から3日以内)

標識の掲示

事業所ごとの見やすい場所に、次の事項を記載した標識を掲示しなければなりません。

記載例

- ① 引取業者であることを示す内容
- ② 引取業者の氏名又は名称
- ③ 引取業者の登録番号

自動車リサイクル法に基づく登録事業者	
根拠法令	使用済自動車の再資源化等に関する法律 第42条
登録番号	
登録の種類	引 取 業 者
事業者名称	〇〇自動車 (連絡先)

20 cm×20 cm以上

登録後の変更について

以下の事項に変更があったときは、変更の日から 30 日以内に管轄の保健所に変更届を提出しなければなりません。

- ① 氏名(名称又は代表者氏名)又は住所
- ② 事業所の名称又は所在地
- ③ 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)
- ④ 未成年者の法定代理人
- ⑤ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

◆引取業者としての役割をはたさずに、使用済自動車の運搬のみを行うことは違法です！◆

引取業者 A が、引き取った使用済自動車の引取報告や引取証明書の交付を行わず、別の引取業者 B へ運搬のみを行った場合

⇒ 自動車リサイクル法の義務違反と
廃棄物処理法の無許可営業にあたります。

